

一般社団法人 日本アロマセラピー学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本アロマセラピー学会（英文名は The Japanese Society of Aromatherapy、英文略称は JSA とする。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、電子公告による。
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、アロマセラピーに関する医学研究及び臨床応用の推進、会員相互の情報交換を図り、アロマセラピーの正しい普及・進歩・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 学術講演会、研究会、セミナー、ワークショップ等の開催
(2) 機関紙、JSA News Letter、学術図書等の刊行
(3) アロマセラピーに関する研究及び調査の実施
(4) アロマセラピーに関する研究の奨励及び研究業績の表彰
(5) 生涯学習活動の推進
(6) 国内外の関連学術団体・関連企業との交流及び提携
(7) 国際的な研究協力の推進
(8) 一般人を対象とした啓発的講演会の開催
(9) アロマセラピーの普及・進歩・発展に関する認定制度の施行及び認定施設の選定
(10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 地方会及び支部

(地方会)

第6条 この法人は、第4条の目的を達成するために、全国を次の9つのブロックに分け、地方会を置く。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| (1) 北海道 | (2) 東北 | (3) 関東 |
| (4) 中部 | (5) 北陸 | (6) 関西 |
| (7) 中国 | (8) 四国 | (9) 九州 |

2 各地方会に地方会長を置く。地方会長の任命は、理事の推薦により理事会の承認をもって理事長が行う。

(支部及び連絡事務所)

第7条 この法人は、必要に応じて、理事会の議決を経て、地方会の中に支部又は連絡事務所を置くことができる。

第4章 関連団体

(関連団体)

第8条 この法人は、第4条の目的を推進するため、他の関連学会と連携することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第9条 この法人は、社員または第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第10条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理および基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第11条 この法人は、第72条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入れ及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第12条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立て)

第13条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩すことができない。

第6章 会員及び社員

(会員の種別)

第14条 この法人の会員は、(1)正会員、(2)準会員、(3)学生会員、(4)賛助会員、(5)名誉会員の5種とし、会員はこの法人の行うあらゆる事業に参加することができる。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同する者で、以下のいずれかに該当する者。

- ① 日本国の発行する免許を保持する医師、歯科医師及びその他の医療従事者（薬剤師、看護師、助産師、保健師、鍼灸師、柔道整復師、マッサージ師、公認心理師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、介護福祉士など）。
- ② 公的又はそれに準ずる研究機関の研究者で、理事の推薦がある者（ただし、理事推薦のない場合、理事会の承認をもって、理事推薦に代える。）。
- ③ 医療機関の従事者で所屬長（ただし、本学会の正会員として1年以上の加入期間を有する者に限る。）の推薦がある者。
この場合、新年度（4月1日）の会員資格更新時には、毎年、この法人の正会員たる所屬長による在職証明等を提出しなければならない。

(2) 準会員 この法人の目的に賛同する日本国の発行する医療従事者免許に準ずる（予防医学的な）資格を有し、かつ積極的にアロマセラピーを実践する者で、以下のいずれかに該当する者。理事による推薦と常務理事会による審議後に理事会にて承認。

- a) 医療従事者免許に準ずる資格は、スポーツアロマの資格（アスレチックトレーナー、スポーツトレーナー、健康運動指導士、フィットネス関連インストラクター、スポーツ関連インストラクター及びコーチ資格）、臨床心理士とする
- b) 医療職の国家資格がなくとも、アロマセラピーを医療に広めることを目的とした活動をする者は、その都度常務理事会で審議し理事会が承認する。
- c) 理事から推薦があった他候補資格は、その都度常務理事会で審議し理事会が承認する。

② 本学会の準会員は積極的に学会活動を行うこととする。準会員として2年間以上の継続加入期間を有する者は、理事の推薦後、常務理事会で審議を経て理事会の承認を以て正会員に昇格することができる。

(3) 学生会員 この法人の目的に賛同する、日本国の発行する医療従事者免許（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師、保健師、鍼灸師、柔道整復師、マッサージ師、公認心理師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、介護福祉士など）の取得予定者を養成する大学、大学院、短大、専門学校等に在籍する学生、院生。

(4) 賛助会員 この法人の目的に賛同する個人又は団体。

(5) 名誉会員 この法人の発展に必要と認められ、理事会の承認を得た者。

(入会)

第15条 この法人に入会を希望する者は、所定の入会申込書及び添付書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、前項の入会の諾否を当該申請者に通知するものとする。

3 会員の氏名、住所、職場等に変更が生じた場合は、その都度この法人に連絡しなければならない。

(会費)

第16条 会員は、理事会において別に定める入会費及び年会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は入会費及び年会費を免除する。

(2) この法人に納入した会費はいかなる理由によっても返還しない。また、会期中の入退会でも減額はしない。

(3) 会費の納入期限は、毎事業年度の開始日（4月1日）から6か月以内とする。

(4) 前年度までの会費未納者は学会誌の送付、及び学会主催のあらゆる事業に参加することができない

(5) 別途定める退会届を理事長に提出し、事務局が当該年度までの会費納入状態を確認後、年度末の理事会の承認をうけ受理される。退会の申し出は当該年度末までとする。

(会員の資格喪失)

第17条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を理事長に提出しこれが受理されたとき
- (2) 死亡又は団体が解散したとき
- (3) 1年以上連絡不能になったとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 第14条第1号③で定める正会員資格を有する者が、その勤務先の医療機関を退職したとき

- 2 この法人に再入会を希望する者が、年会費の未納分がある場合には、これを完納しなければ再入会は認められない。再入会が認められたときは、再度入会費及び当該年度の年会費を納入しなければならない。
- (除名)
- 第18条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議に基づき除名することができる。ただし、この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。
- (1) この法人の定款、諸規程又は社員総会の議決に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき
 - (3) その他社会通念を逸脱した行為がみられたとき
- 2 事務局長は理事長の指示により、除名者の氏名、名称等を当会発行の会報誌等に掲載し、会員に周知するものとする。
- 3 正当な理由なく、会費を3年間未納したとき
- 4 除名を受けた者は学会の登録から削除され、以降再入会はできない。
- 5 この法人の名称を悪用あるいは濫用し、この法人の名誉を傷つけたときは、法的手段を行使する場合がある。この場合理事長は、理事会の決定により、その内容を決するものとする。
- (賛助会員)
- 第19条 賛助会員は、次の行為を行うことができる。
- (1) 学術集会、地方会、その他この法人が主催する行事における広告ならびに展示の申請
 - (2) 学術集会の出版物への広告の申請
 - (3) 自社製品の治験の申請
- (評議員及び社員資格の得喪に関する規定)
- 第20条 評議員の定員は30名以上50名以内とし、一般社団法人日本アロマセラピー学会運営細則の定めるところに従い、正会員の中から選任する。
- 2 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 評議員をもって一般社団・財団法人法上の社員とする。
 - 4 評議員が欠けた場合又は評議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の評議員を選任することができる。補欠の評議員の任期は、任期満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 5 この法人の社員は、第17条及び第18条に規定するこの法人の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合は、その社員たる資格も喪失する。
- (社員名簿)
- 第21条 この法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。
- 第7章 社員総会
- (総会の種別)
- 第22条 この法人の社員総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。
- (構成)
- 第23条 社員総会は、評議員をもって構成する。
- (権限)
- 第24条 社員総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 役員の選定及び解任
 - (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
 - (9) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第26条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、議決することができる。
- (開催)
- 第25条 定時総会は、毎年2回3月と6月に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の議決がなされたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する評議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- (招集)
- 第26条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第2号による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
 - 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。
- (議長)
- 第27条 評議員は、互選で議長1名、副議長1名を選出する。この議長及び副議長の任期は、それぞれ評議員の任期による。
- (定足数)
- 第28条 社員総会は、総評議員の3分の1以上が出席（委任状によるものを含む。）しなければ開催することはできない。
- (決議)

- 第29条 評議員は、1人1議決権を有する。
- 2 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特別な定めのある場合を除き、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 社員総会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 4 前項の規定により議決権を行使した評議員は、社員総会に出席したものとみなす。
- (議事録)
- 第30条 社員総会の議事については、次の事項及び法務省令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 社員総会が開催された日時及び場所
 - (2) 総評議員数、出席（委任状によるものを含む。）評議員数及び氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の要領及びその結果
 - (5) 監事の選任等に関する意見又は発言の内容
 - (6) 社員総会に出席した理事及び監事の氏名
 - (7) 議長及び副議長の氏名
 - (8) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (9) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。
- (社員総会運営規則)
- 第31条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。
- 第8章 役員等及び理事会
- 第1節 役員等
- (種別および定数)
- 第32条 この法人に次の役員を置く。
- | | |
|----|------------|
| 理事 | 10名以上20名以内 |
| 監事 | 1名以上2名以内 |
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 理事のうち、3名以上5名以内を執行理事とし、これを一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とする。
 - 4 理事のうち数名は特任理事をあてることができる。
- (選定等)
- 第33条 理事および監事は、次条に定める選挙を経て、社員総会の決議によって各々選定する。
- 2 代表理事および執行理事は、理事会において選定する。
 - 3 前項で選任された代表理事および執行理事は、それぞれ理事長および常務理事に就任する。
 - 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事より副理事長を選定することができる。ただし、副理事長の員数は2名とする。
 - 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 6 特任理事は別途定めた細則により理事長が推薦し理事会が承認したものである。
- (役員の立候補資格及び選出)
- 第34条 この法人の役員の立候補資格及び選出については、別に定める役員選出に関する細則による。
- (役員の任期)
- 第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。特任理事の任務は選任後1年とし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第32条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 4 補充又は増員により就任した理事の任期は、前任者又は現任者の残任任期とする。
- (理事の職務・権限)
- 第36条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。特任理事も同様に業務の執行の決定に参画する。理事会には正当な理由がない限り出席し（出席義務）、理事長より依頼された業務及び理事会から託された任務を果たさなければならない（業務遂行義務）。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- (監事の職務)
- 第37条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要あるときは、理事長に対して理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(解任)

第38条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第50条に定める理事会運営規則によるものとする。

第2節 理事会

(理事会)

第40条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選定及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(開催)

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
 - (2) 通常理事会では次年度の活動方針・予算計画の審議承認、及び前年度の活動報告・決算報告の審議承認、役員選挙等を行う。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第37条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3

号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第45条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第46条 理事は、1人1議決権を有する。

- 2 理事会の決議は、この定款に特別な定めのある場合のほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可決同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 3 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない

(議事録)

第48条 理事会の議事については、次の事項及び法務省令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 招集権者以外の理事又は監事の招集の請求等により開催されたときは、その旨
- (3) 理事総数、出席理事数及び出席者の氏名
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
- (6) 決議を要する事項についての特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (7) 理事会への報告事項に関する意見又は発言の内容
- (8) 議長の氏名
- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が、署名、押印をしなければならない。

(監事)

第49条 監事は、理事会に出席することができるものとする。

(理事会運営規則)

第50条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第3節 常務理事会

(常務理事会)

第51条 この法人に常務理事会を設置する。

2 常務理事会は、代表理事及びすべての常務理事をもって構成する。

(権限)

第52条 常務理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、この法人の日常の業務の執行に関する事項

(開催)

第53条 常務理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 常務理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 常務理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を常務理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした常務理事が招集したとき
- (4) 常務理事会は、理事長より迅速開催の求めがあった場合には、電子媒体を用いて開催される

(招集)

第54条 常務理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を常務理事会の日とする常務理事会を招集しなければならない。
- 3 常務理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各常務理事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、常務理事全員の同意があると

きは、招集の手続を経ることなく常務理事会を開催することができる。

(議長)

第55条 常務理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第56条 常務理事会は、代表理事及び常務理事総数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第57条 常務理事は、1人1議決権を有する。

2 常務理事会の決議は、この定款に特別な定めのある場合のほか、議決に加わることができる常務理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

3 前項前段の場合において、議長は決議に加わることはできない。

(議事録)

第58条 常務理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 常務理事会の開催された日時及び場所
- (2) 代表理事及び常務理事の総数、出席代表理事並びに常務理事数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

3 電子媒体による常務理事会の議事録は、審議経過と結果を常務理事全員と監事が共有することを以て議事録とする。

第9章 学術集会

(学術集会)

第59条 この法人は、学術集会を毎年1回開催する。

- 2 学術集会会長は、学術集会運営の総責任者であり、これを主催する。
- 3 学術集会会長は、学術集会の計画、準備状況、開催結果について理事会に報告するものとする。
- 4 学術集会会長は、理事長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が任命する。任期は、任命の時から学術集会終了の時までとする。

第10章 委員会

(委員会)

第60条 理事長は、必要に応じて理事会の承認のもと各種委員会を設置することができる。委員会の委員長は理事長が指名し、理事会の承認を得た後、理事長が任命するものとする。また、委員会の委員は委員長が指名し、理事長が任命するものとする。

第11章 事務局等

(事務局等)

第61条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局長は、理事長により任命され、理事長の指示に従って、この法人の実務一般を総括する。
- 3 理事長は、理事会の議決により必要な事務局職員を置くことができる。職員は事務局長の指示に従って執務する。

第12章 資産及び会計

(資産の構成)

第62条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会費および年会費
- (2) 寄付金品及び補助金品
- (3) 前項以外の諸収入

(資産の管理)

第63条 この法人の資産の管理・運用は、理事長が行うものとする。

(経費の支弁)

第64条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第65条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第66条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第67条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後速やかに、理事長が報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(収益金の管理)

第68条 この法人は非営利団体であり、収益金は社会に何らかの形で還元するものとする。

(剰余金の処分制限)

第69条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第13章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第70条 定款は、社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併)

第71条 この法人は、社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第72条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条に定める事由により、解散する。

(残余財産の処分)

第73条 この法人の解散に伴う残余財産の処分は、社員総会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決をもって決する。

2 この法人が解散等によって清算するとき有する残余財産は、各社員に分配しない。

3 前項の場合、この法人の残余財産は、国若しくは地方公共団体、この法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イないしトに掲げる法人に寄付するものとする。

付 則

- 1 この定款は、当法人成立の時から施行する。
- 2 この法人の設立当初の評議員は、第20条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、第20条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第66条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

平成23年3月25日定款作成

平成25年6月16日定款変更

平成29年6月4日定款変更

平成29年12月17日定款変更

令和元年(2019年)11月4日定款変更

令和2年(2020年)6月20日定款変更

令和3年(2021年)3月28日定款変更

令和3年(2021年)6月6日定款変更

令和3年(2021年)8月5日定款変更

令和4年(2022年)6月4日定款変更

令和4年(2022年)11月20日定款変更

令和5年(2023年)11月18日定款変更

令和6年(2024年)9月13日定款変更